

委 託 業 務 仕 様 書

1 委託業務名称

令和7年度公害健康被害補償給付支給支援業務

2 委託期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

3 目的

著しい大気汚染の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償給付等を行うことにより、被害者等の迅速かつ公正な保護を図る。

4 業務内容

「公害健康被害の補償等に関する法律」及び関連通知等に基づく補償給付支給業務の補助。

(1) 公害診療報酬明細書等の点検集計事務

点検明細書枚数：約250枚／月

(2) 療養手当請求書等の点検集計事務

点検請求書枚数：約75枚／月

(3) 療養費（国内・国外）請求書等の点検及び公害診療報酬明細書等への換算事務

令和6年度処理件数 3件

5 履行場所

千葉市環境局環境保全部環境保全課（千葉市中央区千葉港1番1号）

※作業はすべて市が指定する場所で行い、貸与する書類及び作成帳票は一切持ち出し不可。

6 業務従事日時（予定）

別添「公害健康被害診療報酬等審査会及び業務従事日程（予定）」のとおり。

（毎月10日から25日までの期間のうち、発注者と受注者があらかじめ協議して定める日（3日間）で9：00～17：00までの間）

7 業務従事者

各月3日間とも2名以上の従事者により業務を行う。

業務従事者は、業務を行うにあたって必要な知識を有する技術者とする。

業務従事者のうち1名以上は、公害診療報酬明細書の点検を2年以上経験したことがある技術者であること。

なお、業務技術者の経歴を契約締結までに提出すること。（書式自由）

8 業務細目

別添「業務細目①（公害診療報酬明細書等の点検集計事務）」、「業務細目②（療養手当請求書等の点検集計事務）」、「業務細目③（療養費（国内・国外）請求書等の点検及び公害診療報酬明細書等への換算事務）」のとおり

9 事前説明

受注者決定後から従事日初日までの間に、必要に応じて環境保全課において事前説明を行う。

10 業務完了報告書

受注者は業務完了後、発注者に業務完了報告書（代表者印押印のもの）を提出すること。

1.1 業務責任者

本契約は請負契約であるため、受注者は、業務内容について打合せや連絡調整を行う「業務責任者」を選任し、発注者に届け出ること。また、業務責任者不在の場合の代理の者もあらかじめ選任しておくこと。

1.2 個人情報管理責任者

受注者は個人情報管理責任者を選任し、発注者に届け出ること。

1.3 支払い方法

業務完了報告書の検査後、一回で支払う完了払いとする。

1.4 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して決める。

公害健康被害診療報酬等審査会及び業務従事日程(予定)

審査会 (原則第3火曜日)		業務従事日 (各日9:00～17:00の間)	
		審査会前	審査会後
令和7年	4月15日	11日(金)、14日(月)	16日(水)
	5月20日	15日(木)、16日(金)	21日(水)
	6月17日	13日(金)、16日(月)	18日(水)
	7月15日	11日(金)、14日(月)	16日(水)
	8月19日	14日(木)、15日(金)	20日(水)
	9月16日	11日(木)、12日(金)	17日(水)
	10月21日	16日(木)、17日(金)	22日(水)
	11月18日	13日(木)、14日(金)	19日(水)
	12月16日	12日(金)、15日(月)	17日(水)
令和8年	1月20日	15日(木)、16日(金)	21日(水)
	2月17日	13日(金)、16日(月)	18日(水)
	3月17日	13日(金)、16日(月)	18日(水)